

令和6年度 第3回
広島県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊資料
No. 1

第2回広島県自動車・同附属品製造業

最低賃金専門部会議事要旨

P. 1

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和6年10月18日（金）9時54分～11時47分		
開始場所	広島合同庁舎4号館2階11号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県自動車・同附属品製造業（以下「広島県自動車製造業という」。）最低賃金の改正決定について 事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、労働者代表委員から「自動車・同附属品製造の課題と労働組合の取り組み」について、資料を用いた説明がなされた。 その後、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。 労働者代表委員は、「人材不足が深刻な中、広島県内で選ばれる自動車産業となるため、特定最賃の一番高い金額を目指すのが本意である一方、中小・零細企業の環境整備と継続的な賃上げを実施しつつ、労使が一緒になって課題を解決していくことが必要である。金額提示にあたって優先することは、地賃との格差を反転させ、優位性を担保していくことに強くこだわりたい。これらを踏まえ提示額は、連合広島の春闘賃金引上げ率6.04%を現行の広島県自動車製造業最低賃金998円に乘じ、60円引上げの1,058円を提示したい。もう一つの根拠として、労働組合のない企業から賃上げの相談を受けた際、連合広島の春闘結果の賃金平均及び全国マツダ労連の水準を説明したという観点を踏まえて今回60円とした。」との金額提示があった。 使用者代表委員は、「大企業と中小企業の二極化が鮮明化している。小規模事業者の賃上げ原資を確保するために価格転嫁は大きな要素であるが、転嫁率は49%ということであり進んでいない。また、価格転嫁というのは、コスト増分を載せるだけで、企業にプラスの利益がある訳ではなく、大変厳しい状況である。しかし、未組織労働者への波及も必要であり、一定程度の賃上げは経営者の責務だと考えている。引上げ額の根拠は、今年度の春闘の賃金引上げ妥結状況から、連合広島の300人未満規模の企業の引上率が4.53%であり、経団連の中小企業500人未満が3.92%となっている。これらの平均を取ると4.225%となり、それに当業種の最低賃金998円を乗じてプラス43円を提示したい。」との金額提示があった。			

その後、使用者代表委員から補足説明として「広島県の自動車産業は、構造上、自動車メーカーにぶら下がっている中小、零細企業の比率が非常に多いというのが他府県とは違うところである。その零細企業が賃上げを行うに当たって、原資をどこから引き出すかについては、メーカーの生産台数が基準となると思われるが、コロナ前は100万台あったものが、今や70万台程度になっており、2次、3次は数をこなさなければ利益が出ないので、賃上げはしたいけど原資がないということを理解していただきたい。」といった発言があった。

労使双方からの金額提示を受けたものの金額差があることから、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねたが、双方の意見の隔たりが大きく、結審は難しい状況であることから、次回に審議を持ち越すこととなった。

2 その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第3回 広島県自動車製造業最低賃金専門部会

日 時 10月21日（月）午後2時00分～

会 場 合同庁舎2号館6階7号会議室

主な議題 広島県自動車製造業最低賃金の改正決定について